

監査結果の概要	措置内容	措置状況
第3章 監査の結果 第1 各局等に共通する全般的事項		
1 観光振興、観光関連事業に係る市全体の横断的な取組		
〔意見1〕観光振興、観光関連事業に係る全庁的、横断的な定義、視点、ルール作成の見直し 市は、観光振興、観光関連事業に係る全庁的、横断的な定義、視点、ルールを作成したうえで、市や外郭団体の所有、運営する観光施設や、観光施策、観光関連事業の位置付けやあり方、運営の方向性について横断的な見直しを行うべきである。 なお、定義を作る際は、硬直的な定義や運用により、かえって、観光振興、観光関連事業としての検証が漏れることがないように、複数の例示やルールとして定義を定めた趣旨や解釈指針を明記すべきであることに加え、実際の運用として市民感覚、利用実態に基づく不断の検証を行う姿勢を忘れてはならない（例えば、定期的に検証を行う委員会を設置し、メンバーに外部委員や一般市民も参加する形式で、あくまで市外部の意見を取り込む形での検証会を開催することも検討されたい）。 また、ルール作成にあたっては、施設や事業の主目的が観光以外にあったとしても、副次的に観光振興の目的や効果があったり、一般市民の利用実態が観光として多く利用されているなど、複眼的な視点も重要である。 さらに、ルール作成にあたっては、観光としての目的に整合する合理的かつ具体的なKPIを設定したうえで、成果や観光による経済効果を検証することや、前例踏襲ではなく社会やニーズの変化、利用実態に応じた事業全体の検証、PDCAサイクル、観光の観点からの他局や外郭団体、観光関連事業にかかわる指定管理者、民間事業者との連携のあり方についても意識し、市外部の有識者や事業者、一般市民の意見や感覚等も踏まえた具体的かつ観光振興にとって有意義なルールとなるように努めるべきである。	観光に関する施設・施策を所管する部局においても、普段から情報共有等を行っているが、監査人の意見を踏まえ、エリアやテーマごとの部局横断的な情報共有・意見交換の場で、観光の視点（マインド）を持って事業を推進していくための意見を経済観光局が主体的に共有することとした。 これにより、各部局においても観光の観点から事業に取り組み、地域経済の活性化や魅力ある街づくりに繋げる。 （経済観光局）	他の方法で対応
〔意見2〕観光振興、観光関連事業に関する横断的、有機的な協力、コラボレーションへの積極的な取組 市は、観光振興、観光関連事業について、各局の所管や運営する指定管理者の別にこだわらない、横断的、有機的な協力、コラボレーションへの積極的な取組を行うべきである。 また、その際、市の施設だけでなく、地域への観光振興、地域事業者への経済効果の観点から、周囲の民間事業者（既存の市や外郭団体、指定管理者との関係にこだわらず、フラットに広く民間事業者を対象として見るべきである）や民間観光施設との連携、有機的な協力、コラボレーションへの積極的な取組を行	観光に関する施設・施策を所管する部局においても、普段から情報共有等を行っているが、監査人の意見を踏まえ、エリアやテーマごとの部局横断的な情報共有・意見交換の場で、観光の視点（マインド）を持って事業を推進していくための意見を経済観光局が主体的に共有することとした。 これにより、各部局においても観光の観点から事業に取り組み、地域経済の活性化や魅力ある街づく	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
うことも検討するべきである。 コラボレーションの一例としては、神戸ファッション美術館にある（一部、現在でも他館に貸し出したり、美術館の服飾講座で見せているものはあるが、全体としてはごく一部で、多くの収蔵品が保管され、使用や展示されずに眠っている状態である）市が施設建設時に買い集める等した数多くの服飾品のうち、神戸布引ハーブ園であればドイツの洋館をモデルとしているのでドイツの衣装を指定管理者へ貸し出し、指定管理者としても来訪者に衣装を貸し出して写真撮影してもらい体験やSNS映えする施設としてアピールし、一方、神戸ファッション美術館では、神戸にしながら世界各国の衣装を着る体験や写真撮影ができる施設であること（但し、現在、神戸ファッション美術館では、そのような取組は継続的には行われていないものの、過去にはバーチャル試着や学館連携で大学が作成した収蔵レプリカ2種類の試着体験が実施されていたことがあるなか、バーチャル試着の再開は予定しているようである。）を神戸布引ハーブ園の来訪者にアピールし、相互の集客に努めるなど、市や外郭団体だけでなく、各指定管理者や他の民間施設、民間事業者からも広く意見を募り、それこそ、民間も含めた関係事業者と膝をつき合わせた事業アイデアの検討、協議を行うべきであり、コラボレーション事業にあたっては利用者となる一般市民の感覚が重要であることから、発案された企画等について一般市民（当該企画のターゲット層を中心としつつも、それだけにとらわれない幅広い層の意見も聴取することが望ましい）の率直な意見を聴取する機会をもうけるなどといったことも合わせて検討されたい（上記一例は、取組内容をブレインストーミングするための一例として監査人が出したアイデアの一例にすぎず、同事業を実行するべきというメッセージではないので、実際の事業にあたっては、民間事業者や各指定管理者から出たアイデアや一般市民の意見を尊重、重視されたい）。 なお、上記のような一連の取組を行うにあたっては、観光行政を横断的に統括する組織が必要であり、例えばであるが、外郭団体でDMOである神戸観光局を市全体の観光振興、観光関連事業を統括し結び付ける団体として、全局や外郭団体等にまたがる横断的な役割、協力体制を取り決め、市の側としても各局がこれに協力する義務等を定め、活用することがDMOのあるべき姿として理想的と思われるが、監査結果として後述する神戸観光局のDMOとしての不十分な体制、経済観光局の出先機関であるかのような運営実態を改善することが前提として必要であり、合わせて市は観光行政の枠組みを練り直すべき	くりに繋げる。 （経済観光局）	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
である。		
2 選定委員会、選定評価委員会 〔意見3〕市において統一的な書面による確認方法のルールを確立し、当該ルールの運用の徹底を図るべき必要性 選定委員会、選定評価委員会の選定において、委員と応募業者との利害関係がない旨の誓約書を各委員から徴取する等、市において統一的な書面による確認方法のルールを確立し、当該ルールの運用の徹底を図るべきである。	委員就任時に利害関係先一覧の提出を依頼することで、選定委員会、選定評価委員会の委員と応募業者の利害関係がない旨を確認するように改正する。 （行財政局）	措置方針
3 業務委託に係る入札と随意契約 〔意見4〕契約方法に係る一般競争入札原則と例外としての随意契約 委託契約における契約方法の原則があくまで一般競争入札であることを前提として、随意契約については、法令上の要件を満たす例外的な場合でなければ締結できないという法理論を周知し、かかる実務運用を徹底するべきである。	委託契約においても、随意契約理由が成立しない契約案件については、引き続き、一般競争入札が原則であることを周知・啓発を行う。 （行財政局）	措置方針
4 観光関連施設の指定管理者全体に対する指導、監督		
〔意見5〕適正な間接費（本社経費等）の把握 市は、指定管理者が算出する間接費（本社経費等）について、その根拠等を確認の上、同金額が適正か計上方法も含めて検証するべきである。	間接費の確認が必要（市に損害等が発生する可能性がある）な対象施設を明確にするため、下記のとおりマニュアルを改正した。 「収支に応じて納付金を算定している施設の場合は、当初の提案等に基づき、可能な限り間接費の配賦計算基準を明確にした上で、収支を報告するよう、求めてください。」 また、事業報告時に収支報告書の提出を求めていることから、間接費だけでなく、収支全体について、各所管で確認を行っている。 （行財政局）	措置済
〔意見6〕再委託手続の適正な履践 指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託するにあたって、協定書に定められた条項を意識した再委託契約書等を作成、締結するべきであり、市は、指定管理者による再委託時の承諾に際し、契約書案を確認し、協定書記載の内容が反映されていないのであれば、その点を指導した上で、適正な再委託手続がなされるよう指定管理者を指導、監督するべきである。	承諾書等によって、市が指定管理者への指導を行う権限は有していることから、再委託契約書の確認に関わらず、事実を確認した場合は、速やかに指導等を行うように徹底する。 （行財政局）	他の方法で対応
〔意見7〕効果的かつ合理的なモニタリングの実施 市は、各指定管理者が実施する利用者アンケート回収率向上を図るため、DX化を推進するなどして全指定管理施設利用者の意見や要望を合理的に収集	施設特性や利用者も様々であることから、必要に応じて、施設ごとに利用者アンケート回収率の向上に取り組む。	他の方法で対応

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
する統一的なシステム構築について検討するべきである。	(行財政局)	
〔意見8〕 所管課担当者間の意見交換 指定管理者制度を導入している各施設の所管課担当者を対象とした定期的な意見交換の場をもうけるなどして、指定管理業務に関する意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の運営管理等の参考とし、実務に活かすことが望まれる。	令和6年度から Kintone による所管課・局総務担当課の情報交換を行う場を整えた。 このほか、令和5年度から所管課から相談のあった事例や周知すべき内容などを参考に、専門家である弁護士や制度所管課による研修を実施している。 (行財政局)	措置済
第2 経済観光局		
1 補助金等		
〔意見9〕 観光地支援助成の活用 観光地支援助成について、制度の周知方法、募集团体の範囲を再検討するなどし、観光団体等にとって、より利用しやすい活用が望まれる。	制度の周知方法については令和7年度より新たにHPに内容を掲載し周知を図った。募集团体の範囲については、現時点でも「観光事業者が主たる構成員でかつ観光誘客の推進を主たる目的とした団体」としており、観光地支援という目的を踏まえ現在の要件が適切であると判断した。 (経済観光局)	措置済
〔意見10〕 事業計画書の取り扱い 観光地支援助成について、登録団体から助成金の交付申請を受け付ける際には、事業計画書の提出を求めるべきである。	これまで、申請書や見積書などを確認し、疑義があれば都度確認していたが、適正な執行管理を行うため、令和7年度より要綱に基づき事業計画書の提出を求めることとした。 (経済観光局)	措置済
2 負担金等 〔意見11〕 負担金等支出の必要性、相当性の判断及び検討体制 経済観光局は、負担金等の支出によりどのような効果が市ひいては市民にもたらされるのか、負担金等の額の根拠、必要性や相当性について今まで以上に厳格に検討した上で、負担金等の支出あるいは打ち切りを決定するべきである。	経済観光局では、令和5年度に負担金等の支出を含めた全事業について、費用対効果や時代、ニーズに即しているか等の観点から事業の見直しを実施しており、たとえば例にあった4件のうち2件の負担金等については、すでに令和6年度より支出の見直しをしている。 令和6年度以降も3年に1度、負担金等の支出に限らず、全事業について厳格に見直しを行う予定である。 (経済観光局)	措置済
3 業務委託		
〔意見12〕 業務委託先の選定方法 業務委託契約の締結先の選定は、入札が原則であ	契約の締結にあたっては、委託先の選定は入札が原則であり、入	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
ることを改めて周知徹底し、入札によるべきものがないか、慎重かつ具体的に検討することが望まれる。	札によるべきものでないか検討することを改めて経済観光局局部長会議及び課長会議で説明を行い、あわせて適正な事務処理を行うよう文書にて周知徹底した。 また、委託審査委員会の各委員に対しても、競争入札によることができないか慎重に調査審査するよう周知徹底した。 （経済観光局）	
〔意見13〕 継続的な業務に関する業務委託契約 継続的な業務につき特命随意契約が繰り返し締結される場合には、定期的に金額の妥当性の検証や他業者への発注可能性を検討し、その検討結果を資料として残すべきである。	毎年度の契約の締結の際には、市の所定の様式に基づいて金額の妥当性や他業者への発注可能性について確認し、検討しているが、その結果について委託審査委員会議案書に具体的に記載するとともに、概ね3年を目途に検討結果を議案に添付するように改めて経済観光局局部長会議及び課長会議で説明を行った。あわせて適正な事務処理を行うよう文書にて周知徹底し、委託審査委員会のチェックリストに確認項目を追加した。 （経済観光局）	措置済
〔意見14〕 契約約款の取り違えの予防 業務委託契約に添付する契約約款の取り違えがないよう、再度担当者らに注意喚起し、また、チェック体制に遺漏がないか再確認するべきである。	契約の締結にあたっては、契約約款等の添付する書類について、誤りや漏れがないよう確認する体制をとるよう、経済観光局局部長会議及び課長会議で説明を行い、あわせて適正な事務処理を行うよう文書にて周知徹底した。 （経済観光局）	措置済
4 神戸国際会議場・国際展示場		
〔意見15〕 国際会議開催件数のKPI設定基準 市全体における国際会議開催件数のKPI設定のみならず、神戸国際会議場、神戸国際展示場における国際会議開催件数のKPIも設定するべきである。 また、国際会議開催件数のKPIについて、開催される国際会議の実態に合わせた適正なKPI値設定を行うべきである。例えば、JNTO基準の現地開催分のみならず、現地開催とオンライン開催を併せた開催形態であるハイブリッド開催分も含めた件数（ビューロー基準（CVB基準））によるKPIも設定し、その実績値も公表するなど検討するべきである。 他方で、神戸国際会議場について、市が「国際会議場」と銘打って公費を投じ、国際会議を積極的に誘致する施設として、政府が掲げる観光立国推進基本計	国際会議開催件数のKPIとしては、神戸2025ビジョンの中で「全市420件【2025年（令和7年）】」をJNTO基準で設定している。 各施設におけるKPI設定やJNTO・ICCA基準などの複数の基準を設定することの有効性など、他都市の状況などを参考にしながら検討し、新たなビジョンを作成する際に、適切なKPIを設定する方針である。 （経済観光局）	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
画にも沿う形で世界的競争力を強化するのであれば、国内基準であるJ N T O基準ベースのみでK P Iを設定するのではなく、世界標準であるI C C A基準もK P Iに加えて公表するべきである。		
〔意見16〕施設老朽化に対する建替や大規模改修の可否の検討 国際展示場・国際会議場の老朽化に対して、今後、公費を投じた建替や大規模改修の是非が議論される時には、そもそも公共的施設としての「国際展示」場、「国際会議」場の存在意義、これら「国際展示」・「国際会議」としてのニーズ、経済観光的側面からの施設利用状況（海外からの来訪者数や国内からの宿泊を伴う来訪者数等）と神戸地域への具体的な経済波及効果といった具体的なデータや数値等を踏まえて、果たして市がこれらを建替たり大規模改修を行わねばならないのかについて、例えば、観光政策に関する専門家も含めた外部有識者も交えて厳格に検証するべきである。その際、決して箱物行政・前例踏襲主義で、建替といった結論ありきで進めるのではなく、例えばP F I事業として民間事業者に委ねるなどの選択肢も広く視野に入れて取り組むべきである。	神戸はグローバルM I C E都市として、国際会議を誘致することで、地域への経済効果、ビジネスの機会の創出、都市ブランドの向上などに取り組んでいる。今後、神戸空港国際化を契機とし、さらなる国際会議の誘致に取り組むこととしており、これらのM I C E施策を実現するためにも公共的施設として国際会議場・展示場を活用していくことが必要である。 建替えや大規模改修については、施設の老朽化を踏まえ、令和7年度中に大規模改修に向けた調査、機能拡充やP F Iなどの民間資金の活用も含めた事業手法などの検討を行い、リニューアルに関する基本計画を策定する。 （経済観光局）	措置方針
〔意見17〕神戸国際展示場3号館の土地賃料 公益性を理由に土地の賃料を全額免除してその後免除の可否や免除割合を検討していないのは適切とはいいがたく、少なくとも、免除の可否や、免除割合（例えば、2分の1か4分の1か、全額免除か）について検討することが望ましい。	当該土地には、M I C E施設である神戸国際展示場3号館が建設されており、公の施設として公共の用に供している。 免除の可否や免除割合について検討したが、本施設については、公の施設として使用している土地・建物の賃料を市が負担するべきであると考えことから、神戸市公有財産規則第36条に基づき土地の賃料は引き続き免除する。 （経済観光局）	措置済
5 有馬4施設 〔意見18〕より魅力溢れる収益力のある観光施設、民間事業への転換 有馬温泉4施設について、現状維持ではなく、より魅力溢れる収益性を確保できる観光施設を目指すべきであり、例えば指定管理の枠組みの見直しだけでなく、太閤の湯殿館を除く3施設については民間への事業譲渡やP F I事業方式への移行等の方策も検討するべきである。	今後、施設の魅力化等について、内部で検討していく。 （経済観光局）	措置方針
6 インバウンド動向調査委託業務 〔意見19〕委託業務内容変更への厳格な対応 委託業務について、仕様書記載のとおり委託業務の実施がなされないようであれば、委託先業者と	委託業務の内容の変更にあたっては、市の委託契約に関するマニュアルに沿った対応をするよう、	措置済

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
委託料減額等の交渉を行い、委託業務内容及び結果に相応しい適切な委託料の支払いを心がけるべきであるし、委託業務の目的に直結しかねない変更は安易に受け入れるべきではない。	経済観光局局部長会議及び課長会議で説明を行い、あわせて適正な事務処理を行うよう文書にて周知徹底した。 （経済観光局）	
〔意見20〕委託料減額要件の委託契約書への追記検討 明確な根拠をもって委託料の減額申入れを行うため、個別の委託契約書の「6 別紙委託契約約款に付加する条項」欄に、より緩やかな契約変更条項を追記するなどして具体的に対応することも検討すべきである。	委託料の減額申入れを行うには、仕様書に履行されるべき業務を明確に規定することで対応できると考えられるため、仕様書に実施業務、期限、数量、品質、成果物等について明確に規定すること、契約期間中の履行状況のモニタリングを徹底することを、経済観光局局部長会議及び課長会議で説明を行い、あわせて適正な事務処理を行うよう文書にて周知徹底した。 （経済観光局）	措置済
7 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」		
〔指摘事項1〕委託先の選定方法 市は、道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」の運営管理業務について、現状の委託先選定方式（特命随意契約）を改め、受託者を公募するべきである。 なお、市が委託している事業の一部について神戸農政公社以外には遂行できないものが含まれているのであれば、当該事業のみを神戸農政公社に特命随意契約で委託する余地はあるとしても、その余の事業については受託者を公募するべきである。	委託先の選定については、施設のさらなる有効活用・活性化に向けて、どのような方法が採用できるか、施設のあり方と併せて、検討する。 （経済観光局）	措置方針
〔意見21〕施設の位置付けと目標設定 市は、道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」が観光施設であること（施設の運営目的に観光振興が含まれること）を明確にし、また、入場者目標その他観光施設として達成すべき指標を設定するべきである。	施設のあり方と併せて、適切な指標を検討する。 （経済観光局）	措置方針
〔意見22〕情報発信施設・休憩施設の有効活用 市は、情報発信施設・休憩施設のさらなる有効利用を検討するべきである。	食や農に関する情報発信、および地元の農水産物を活用したイベントやワークショップの開催など、令和7年度業務委託仕様書を見直し、施設のさらなる有効活用を進める。 （経済観光局）	措置済
〔意見23〕賃貸借契約の見直し 市は、神戸農政公社に対する土地建物の賃貸借契約の可否や賃料設定について、見直しを検討するべきである。	施設のあり方と併せて、賃料設定について、どのような方法が採用できるか、検討する。 （経済観光局）	措置方針
8 神戸登山プロジェクトにおける人流分析手法		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
の研究業務の委託 〔意見24〕委託業務により獲得すべき目的・目標の明確化 委託業務として発注する以上は、当該業務により獲得すべき目的・目標を明確にして取り組むべきである。	「登山プロジェクト」として六甲山系を中心に登山をきっかけに市内外から来街者を増やす取り組みを展開するにあたり、六甲山系における移動動態・登山者数など現状を正確に把握したうえで施策検討や効果検証を行うことが必要と考え、当該業務については、六甲山系における移動動態・登山者数把握のために人流分析の精度等を検証する必要があったことから、 「神戸市内の登山客の動態（属性、出発地/到着地、時間帯、移動経路（どの登山口を利用しているか））にかかる分析手法を確立し提案すること」を目的とし、仕様書へ明示の上、事業者の募集及び発注を実施した。 本業務により、移動動態把握についての分析精度等が確認できている。 また、本業務では、分析結果を可視化するツールの納品も求めており、職員自身で特定地点の分析結果の確認を行い、施策検討に活用した。 当該業務は令和5年度で終了したものだが、今後の他の委託業務についても、引き続き、業務目的を明確に示し、取り組みを進めていく。 （経済観光局）	措置済
9 六甲摩耶スカイシャトルバス 〔指摘事項2〕修繕費用の負担についての使用貸借契約改定の必要性 六甲摩耶スカイシャトルバスの修繕費用の負担について、市が使用貸ししているバスの大規模修繕費用を、借主負担ではなく貸主負担とするのであれば、そのとおりに使用貸借契約書を改定するべきであって、契約書を改定せずに負担金協定書を取り交わすことで、本来の契約内容を潜脱した大規模修繕費用の支出を容認している現在の運用は改めねばならない。 なお、山上の公共交通ネットワーク構築という公益的事業存続のために大規模修繕費用を貸主負担とする内容へと使用貸借契約書を改定する場合には、公益性確保の観点から、バス運行会社の側にもシャ	令和7年4月1日に締結した市と神戸農政公社との使用貸借契約書第6条に、維持・保存・修繕は原則借主負担であることを明記するとともに、修繕が大規模になる場合は借主と貸主で協議し、貸主が負担する場合は別途負担金協定を締結する文言を追記した。 また、大規模な修繕を行うに際して負担金協定を締結する場合、借主が運行を一定年数継続するよう義務づける文言を負担金協定に明記することで転貸先と協議済みである。	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
トルバス運航事業を一定年数継続することを義務とする内容を盛り込むことも検討するべきである。	（経済観光局）	
〔意見25〕使用貸借契約の訂正申入れの必要性 市としては、同公社・同社間の物品使用貸借契約書第1条記載の上記車両の所有者について、同公社に訂正を促すべきである。	契約相手方である神戸農政公社に対し、転貸先である神戸六甲鉄道と令和7年4月1日に締結する使用貸借契約書にて第1条「その所有に係る」の文言を訂正するよう求め、訂正された。 （経済観光局）	措置済
10 国民宿舎神戸摩耶ロッジ跡地の利活用 〔意見26〕旧神戸摩耶ロッジ跡地の利活用に向けたスピード感ある具体的計画の立案 貴重な観光資源である旧神戸摩耶ロッジ跡地について、長期間遊休地としておくことは市有財産の利活用として適切ではないため、市として同地の観光資源を今後どのように活かして観光振興・観光政策を推進するのか、今後の具体的なスケジュールを明らかにして、今からでもスピード感をもって積極的に取り組むべきである。	摩耶山再整備事業については、従来より、摩耶ロッジ跡地だけでなく掬星台等を含め、一体的に利活用する方針で検討を進めてきた。 過年度に実施したサウンディング型市場調査等においても、掬星台等を同時に活用する意見があり、摩耶ロッジ跡地だけを対象として再整備することは、民間事業者からの提案内容の可能性を狭める観点から現時点では望ましくないと考えている。 また現在、令和6年2月の「六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会」からの報告書をもとに、神戸布引ハーブ園を経由して掬星台まで結ぶ新ロープウェー導入の可能性の検討のため、国等と相談を行っているところである。 今後は、新ロープウェーも含めて一体的に利活用できるような事業手法を検討しながら摩耶山再整備計画の具体化に取り組む予定であり、解体後の摩耶ロッジ跡地の暫定的な利活用の可能性についても検討する。 （経済観光局）	措置方針
第3 港湾局		
1 神戸観光局への負担金		
〔指摘事項3〕協定事項の遵守及び事後検証の実施 港湾局は、神戸観光局との間における負担金協定書に基づき、神戸港振興事業に係る事業計画の策定に積極的に参加し、神戸観光局による事業執行を管理監督することを通じて、港湾局の負担金額の必要性及び相当性につき、事業年度ごとに検証するべきである。また、当該事業計画の策定への参加及び当該検証にあたっては、港湾局が協定事項を遵守してい	令和7年1月に神戸観光局と協議を行い、事業執行に関して、管理監督の強化の一環で、神戸観光局からより詳細な明細を入手し、局内で負担金額の必要性及び相当性について検証を行った。 また、協定事項を遵守していることを確認するため、事業計画段	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
ることが確認できる客観的な資料を取得・作成すべきである。	階で計画案について二者で協議を行い、同計画案の合意に関する文書を締結するなど、客観的な資料を作成した。 (港湾局)	
2 こうべみなとの夜実行委員会への負担金		
〔意見27〕 協定事項と実態の乖離の是正 協定書の協定事項において経費の一部を負担するという記載と、実際には市の分担金のみを予算収入としているという実態の乖離を是正するべきである。	令和5年度決算において、すでに市以外の民間事業者から協賛金を収入している。令和6年度は協賛金に加えて、実行委員会委員からの分担金のほか、ふるさと納税制度を活用して収入を確保するなど、既に乖離の是正を図っており、積極的な情報開示にも努めている。 (港湾局)	措置済
〔意見28〕 こうべみなとの夜実行委員会の運営の改善 実効性のある本件事業の実現のため、官民それぞれの分野で活動する各委員の知見に基づいた多角的、実質的な議論を踏まえ、事業報告を受けた効果測定その他の事後検証、同検証結果に基づく翌年度の事業変更や改善を行うことを含め、こうべみなとの夜実行委員会の運営の改善がなされるべきである。	令和6年度において、すでに来場者数の測定や来場者アンケート、地元の周辺事業者へのヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、各委員と効果測定・事後検証にかかる協議を行っている。 なお、令和7年3月21日に開催された実行委員会（令和7年度予算及び計画の審議）では、委員会の運営改善を図るため、議案内容に効果測定に関する資料を報告として加え、各委員の知見に基づいた多角的な議論を行い、令和7年度の事業内容を決定した。 今後も、同様の取り組みを進めることで運営の改善に努める。 (港湾局)	措置済
〔意見29〕 花火事業の事業展開の検討 花火事業につき、分散型花火と1日型花火の効果測定を踏まえ、あらためていずれの型式で行うか等、今後の事業展開について、観光振興の観点から十分な検討を行うべきである。	花火事業の効果測定については、引き続き、安全面や経済的な側面を踏まえ、観光振興の観点から実行委員会において検討を行い、事業内容の決定を行っていく。 なお、令和7年3月21日に開催された実行委員会（令和7年度予算及び計画の審議）において、令和6年度に実行委員会が実施した主要事業（みなと HANABI、週末花火、ライトフェスティバル）の来場者数が、従来の1日型花火大会と同程度であったことから、複数日に及ぶ来場者の回遊とそれに伴う周辺への経済波及効果が認めら	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	れ、各事業に対する来場者の満足度や周辺事業者の肯定的な意見等も含め、年間を通じた賑わい創出に寄与した取り組みであるとの結論を得ている。 （港湾局）	
3 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構との間における委託契約		
〔指摘事項4〕 契約事項の遵守及び再発防止策の実施 港湾局と株式会社神戸ウォーターフロント開発機構との間における委託契約について、港湾局が、委託業務の大部分に係る一括した再委託を承認したのは契約違反であり、再発防止策を講じるべきである。 かかる再発防止策については、現行の港湾局の委託審査委員会に上記再委託を前提に審査し、承認を与えるといった形骸化がうかがわれることを踏まえ、例えば、市と本件機構との間において、一定の金額以上の随意契約を締結する場合には、外部有識者による合議制の審査機関による審査を経るといった制度的担保の構築が考えられるところである。	港湾局においては、再発防止策として、今後の委託契約に際し、再委託の申請時に、再委託の業務内容及び金額、事務の項目数、業務指揮系統を提示させ、再委託の業務範囲や受託者が全体統括していることを明確にする。これにより、一括再委託でないことを明らかにした上で再委託の承認を行うなど、適切に事務を遂行する。 また、港湾局の委託審査委員会においても、再委託の内容等厳正に審査を行う。 （港湾局）	他の方法で対応
4 神戸ポートタワーに係る変更工事 〔意見30〕 観光対策事業に係る必要性及び費用対効果の事前検証 耐震補強他の改修という工事請負契約の本来の趣旨と異なるプロジェクションマッピング対応工事のような観光対策事業については、原則として、入札時から特段の事情の変更がない限り当該入札に係る工事の追加工事として実施するべきではなく、例外的に実施する場合であっても、その必要性及び費用対効果に係る事前の十分な検証がなされるべきである。	変更契約において趣旨の異なる内容が追加されること等のないように 2025 年 2 月 19 日付「工事における追加工事の取扱いについて（通知）」にて、関係者への周知を行い、適切な事務処理を行うように徹底した。 （港湾局）	措置済
5 ポートターミナル 〔意見31〕 指定管理施設についての計画的な維持管理の必要性 市は、現在神戸観光局が指定管理を行っているポートターミナルについて、施設の改修、建替など、今後の維持管理について計画的に行うべきである。	神戸港の各種施設の改修やウォーターフロントエリア再開発の進捗の中で、ターミナルの再整備についても検討していく。 （港湾局）	措置方針
第4 文化スポーツ局		
1 神戸マラソン実行委員会への負担金		
〔意見32〕 変更契約書における業務内容の詳細な記載 業務内容の変更に伴い変更契約書を締結する際、具体的な業務内容の変更についても契約書へ詳細に記載するべきである。	変更項目の内訳（細目）について、これまでは見積書のみに記載していたが、今後は変更契約の際に契約書に記載することとし、令和6年度の変更契約より実施した。 （文化スポーツ局）	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔意見33〕前年度の変更契約の内容等の十分な吟味と次年度の契約への反映 今後、受託業者との業務委託契約書締結に先立ち、前年度の変更契約の内容等を十分に吟味し、次年度の契約へ反映するべきである。	令和7年度の業務委託契約締結を行う際、前年度の契約内容についてこれまで以上に精査し、実行委員会予算の収支状況を十分に考慮しながら当初契約に反映した。 （文化スポーツ局）	措置済
〔意見34〕契約書における委託料算定根拠の詳細明記 受託業者との当初の業務委託契約においては、委託料の算定根拠の詳細を契約書に明記するべきである。	委託内容の内訳（細目）について、これまでは見積書のみに記載していたが、令和7年度より当初契約の際に契約書に記載した。 （文化スポーツ局）	措置済
2 神戸市民祭協会（神戸まつり）への補助金		
〔指摘事項5〕競争原理を生かした委託業者の選定 神戸まつりの企画運営業務全般にかかる委託業者は前年度までを踏襲する形の随意契約で同じ業者を選定するのではなく、年度ごとに競争原理を生かした委託業者の選定を行うべきである。	委託業務のうち、ステージの設営等については、令和7年度の神戸まつりから競争原理を生かした業者選定へと見直しを図っている。 その他の業務については、委託業者に対して詳細な業務報告書の提出を求めており、報告書の内容を確認しながら他の業者で対応可能か検討する。 （文化スポーツ局）	措置方針
〔意見35〕委託業者による業務報告書の提出 委託業者との契約書において、業務完了報告は業務報告書を作成して行うよう義務付ける条項を置き、各委託業者に対して業務報告書の提出を徹底させるべきである。	令和7年度実施の神戸まつりについて、契約書に業務報告書の作成・提出を明記した。 （文化スポーツ局）	措置済
〔意見36〕おまつり屋台村の屋台の出店料の検討 年度ごとに、神戸まつり終了後におまつり屋台村の収支のバランスを検討するほか、他の同種事例の相場や、地元の放送業者が行っている屋台の出店料とのバランスを考慮し、適宜、次年度以降の出店料の変更、見直しを進めるべきである。	市民祭協会の出店料については、地場産業の振興といった観点から最低基準を定めたうえで実費相当で徴収しており、市民祭協会で負担する費用と出店料のバランスが取れている。出店調整は公共性があると判断した団体（神戸市および関連団体）に対して限定的に実施しており、地元の放送業者が行っている屋台とは性質が異なるため、バランスを考慮する必要はないと考えている。 今後も設営業者の見積に合わせて適切な金額設定を行っていく。 （文化スポーツ局）	他の方法で対応
3 神戸六甲ミーツ・アートへの補助金		
〔意見37〕補助金額の上限や基準設定 神戸六甲ミーツ・アートについて、要綱上、補助金額の上限や基準を設定するべきである。	令和7年度申請分より、補助要綱を改正し、補助金上限額の明確化を行った。一方で、補助対象経費は芸術祭の企画・運営に関わる経	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	費であり、事前に個別具体的に補助対象経費を確定し、要綱上に基準を定めることは困難である。予算化の際に「芸術祭の象徴となる拠点の整備」や「無料エリアの拡張」「国際展級アーティストの招聘」など、六甲ミーツ・アートをさらに発展させるために必要な経費を補助対象とすることを明確にしておき、実際の執行は、これらの事業に必要な経費が双方に確認しながら実施していく。 （文化スポーツ局）	
〔意見38〕経済効果の検証 神戸六甲ミーツ・アートへの補助金事業、金額については、主催者以外の地域事業者への経済効果が十分かつ具体的に検証されるべきである。	今後、令和8年度以降の支援の方向性を検討する中で、文化・芸術の観点からの定性的な指標に加え、経済効果などの定量的な指標も含め総合的な検証を行う。 （文化スポーツ局）	措置方針
4 神戸ゆかりの美術館		
〔意見39〕神戸ゆかりの美術館について指定管理者の導入検討 神戸ゆかりの美術館の運営について指定管理者の導入を検討するべきである。	美術館の役割や機能を踏まえたうえで民間活力やノウハウをさらに活用できる効率的な運営の在り方を検討していく。 （文化スポーツ局）	措置方針
〔意見40〕神戸ファッション美術館の所管の見直し 神戸ファッション美術館の所管について、神戸ゆかりの美術館と同様、文化スポーツ局にすることを検討するとともに、少なくとも両館を同じ局の所管として統一的に運営方針を決定するべきである。	ファッション美術館の集客向上に向けた施策や効率的な運営方法について検討しているところであり、今後、施設の設置目的・役割を踏まえたあり方の整理をする中で所管も検討していく。 （経済観光局）	措置方針
5 小磯記念美術館 〔指摘事項6〕委託業者選定にかかる入札実施 地方自治法上、自治体が行う契約は、一般競争入札が原則であり、かかる原則論を重視するために、技術的に可能であれば、入札による業務委託先の選定を行うべきである。	美術館の機能を踏まえたうえで技術的な可能性を検討し、仕様書作成や業者選定方法について契約にかかる関係部局と協議しながら検討する。 （文化スポーツ局）	措置方針
第5 建設局		
1 建設局における他局との連携 〔意見41〕建設局における経済観光局・神戸観光局との連携 大規模公園ビジョンの観光エリアに係る具体的な事業計画の策定やその実施については、建設局、経済観光局及び神戸観光局による十分な連携に基づいて行われるべきである。	今後、大規模公園の再整備を実施していく際には、観光振興の観点からの状況分析、目標設定を行う必要があると考えている。 それらの検討においては、令和7年度より経済観光局や神戸観光局と情報を共有し、連携しながら、	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	今後の具体的な事業計画の策定等を進めていく。 （建設局）	
2 王子動物園の利活用 〔意見42〕王子動物園の観光資源としての利活用 王子動物園の再整備に係る今後の具体的な事業計画の策定については、観光資源としての利活用の観点を十分に踏まえて行われるべきである。 例えば、動物科学資料館のように、教育施設としての機能のほか、観光資源としての利活用を見込むことができる施設のリニューアルや、王子動物園内の遊園地及びレクリエーション機能の再配置については、P a r k－P F Iを含むP F Iのような民間資金やノウハウを活用することが考えられる。	王子動物園は、市内有数の観光集客施設という側面からも民間活力の導入は必然の課題と考え、平成26年以降、駐車場等管理運營業務、動物園出改札等業務、旧ハンター住宅公開業務、ふれあい広場運營業務などに順次積極的に民間活力を導入してきた。 また、公益的な事業（種の保存・教育・調査研究）はより高度かつ専門的に、収益的な事業（レクリエーション）はより柔軟かつ効率的な運営が求められており、運営方法等様々な観点から総合的に検討を続けていくことが重要であると認識している。 引き続き、他都市の状況や運営上の課題を整理し、王子動物園にとって最適な運営方法・ノウハウについて、検討していく。 （建設局）	措置方針
〔意見43〕王子動物園の活動指標・成果指標（K P I）の策定 王子動物園の関連事業については、活動指標及び成果指標（K P I）を策定するべきである。	王子動物園は公立動物園として、観光資源としての役割以外に、種の保存・調査研究・教育といった公益的な役割が求められている。この度策定した王子公園再整備基本計画では、このような観点に基づき王子動物園が目指すべき方向性と具体的な取り組み方針を定めている。 ご指摘のように、基本計画内に数値目標は設けていないが、基本計画に定められている取り組み方針等が活動指標尚且つ成果指標だと考えている。 今後は、基本計画に定めた一つひとつの取組みを着実に実施し、必要に応じ計画を見直しながらリニューアルを進めていくことで、王子動物園に求められる様々な役割を十分に果たし、成果に繋げていく。 （建設局）	他の方法で対応
第6 都市局		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
1 新ロープウェー建設 〔意見44〕新ロープウェー建設の事業化については十分な検討と合意形成に努めるべきこと 新ロープウェー建設の事業化については、摩耶山近辺への民間施設の誘致や有力な新観光コンテンツの開発等とセットでなければ事業化することについては見合わせることも含め、十分な検討と合意形成に努めるべきである。	新たなロープウェーの構想については、令和6年2月の「六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会」からの報告書をふまえて、導入の可能性の検討を進めているところである。 現在、導入の可能性の検討のため、国等と相談を行っているところであり、引き続き、検討を深めていきたい。 将来、事業化するとなれば、その段階において、必要な情報提供などにより、合意形成に努めていきたい。 （都市局）	措置方針
第7 交通局		
1 電車を利用した観光事業		
〔意見45〕委託先事業者の選定方法の考慮要素 今後、民間事業者と連携して観光事業を行う場合には、神戸地域への経済効果を主要な目的の一つとして明確に位置付け、民間事業者の選定方法として利益配分のほか、民間事業者が提案する集客方法や広報力なども総合考慮の上、選定するべきである。	観光事業を民間事業者に企画・運営してもらうあたり、業者選定方法として、交通局の収益配分だけではなく、集客方法や広報方法などを提案してもらったうえで、総合的に判断・選定していく。 （交通局）	措置方針
〔意見46〕経済観光局や神戸観光局との連携 観光関連事業を実施する際には、Feel KOBEへの掲載をはじめとして、経済観光局や神戸観光局と連携して観光事業等の広報を積極的に行っていくべきである。	交通局主催による観光関連事業実施の際は、経済観光局や神戸観光局に相談のうえ、「Feel KOBE」などへの掲載を検討していく。 （交通局）	措置方針
第8 神戸観光局		
1 契約事務		
〔指摘事項7〕契約事務に関する規程の制定 神戸観光局は、契約相手の選定方法や契約書の作成、契約内容に変更が生じた場合の対応等の契約事務手続に関する規程を制定するべきである。	契約規程を制定し、令和7年4月1日に施行した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
〔指摘事項8〕契約締結時の契約書作成または代替手段 神戸観光局は、契約事務において、原則として契約書を作成するべきである。 なお、契約書の作成を省略する場合には、発注書及び請書を作成するなど少なくとも客観的証拠を残す代替手段をとるべきである。	令和7年4月1日より施行している契約規程においては、契約書の原則作成ならびにその代替手段についても定めを設け、神戸観光局全体に周知を行った。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
〔指摘事項9〕契約内容変更時の変更契約書等の作成 神戸観光局は、締結した契約内容に変更が生じた場合、契約内容に変更が生じた事実及び変更内容を事後的に確認できるように変更契約書や覚書を作成	令和7年4月1日より施行している契約規程においては、締結した契約内容に変更が生じた場合に「変更契約書、変更覚書その他適切な文書を作成」するよう定めを	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
するなどして客観的証拠を残すべきである。	設け、神戸観光局全体に周知を行った。 (一般財団法人神戸観光局)	
〔意見47〕 契約相手の選定方法の見直し 神戸観光局は、契約相手の選定に対して、公募型プロポーザル方式や競争入札による選定を基本とし、随意契約による選定は契約の性質または目的が公募型プロポーザル方式や競争入札に適しないものに限定する等、契約相手の選定方法を見直すべきである。	令和7年4月1日より施行している契約規程においては、契約相手の選定方法として、競争見積方式・プロポーザル方式・コンペ方式を原則とするよう定めを設け、随意契約はこれら公平性を担保可能な選定方法を採用できない場合に止むを得ず認められる選定方法である旨を規程内に明記し、神戸観光局全体に周知を行った。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
2 審査委員会の運営		
〔指摘事項10〕 契約審査委員会の持ち回り審議の常態化の是正 神戸観光局は、契約審査委員会要綱では例外的に許容されている持ち回り審議が常態化している現在の審査会の審議を改め、委員会による会議体での審議を原則とする運用とするべきである。 なお、委員の出席の確保が困難な場合、Z o o m等のウェブ会議システムを利用した委員会の開催を可能とするための契約審査委員会要綱の改正も検討するべきである。	令和6年12月19日に、要綱に則り会議体での審査を原則とするよう神戸観光局全体に周知徹底し、令和7年1月より会議体による審査会を実施した。 また現行の要綱であってもウェブ会議システムを利用した委員会の開催を妨げるものではない。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔指摘事項11〕 補助金支出の審査の適正化 神戸観光局は、補助金事業について、補助金審査委員会要領に基づき補助金審査委員会の審議によって、適正に審査するべきである。	補助金審査委員会については、要領を徹底するよう、令和7年3月24日に補助金を所管している観光部内に周知した。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
3 決裁手続		
〔意見48〕 決裁区分の徹底 神戸観光局は、契約締結や支出負担行為にかかる決裁区分を徹底し、決裁区分を遵守した起案の作成、決裁を行うべきである。	決裁文書の起案ならびに稟議にあたっては、処務規程に定める決裁区分を遵守するよう、令和7年3月31日に神戸観光局全体に周知した。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔意見49〕 契約書確認の徹底 神戸観光局は、契約締結にかかる決裁手続に際して、契約書の記載に誤りがないか確認を徹底するべきである。	契約締結にかかる稟議においては、契約書の記載に誤りがないか確認を徹底するよう令和7年3月31日に神戸観光局全体に周知した。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
4 委託先選定における見積書の審査 〔指摘事項12〕 委託先選定時の見積書の厳密な審査 神戸観光局は、契約の相手先業者を選定するに際し、見積書の審査を厳密に行うべきであり、例えば、単位を「1式」とだけするなど、あいまいな表記に対	令和7年4月1日より施行している契約規程においては、見積書の精査についても定めを設け、あいまいな表記のまま発注すること	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
しては、内容の詳細を追究すべきである。	のないよう神戸観光局全体に周知した。 (一般財団法人神戸観光局)	
5 会計処理1 退職給付引当金		
〔指摘事項13〕退職給付費用の適正な算定 神戸観光局は当年度の退職給付費用（退職給付引当金繰入額）を適正に算定すべきである。	令和6年度決算においては過大に計上することなく適正に算定した。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔指摘事項14〕過剰な引当金 神戸観光局は退職給付引当金の定年退職等の退職金の支給時において過剰に引き当てられていた各人の要支給額について引当金を適切に取り崩すべきである。 また、令和5年度末において過剰引当となっている退職給付引当金残高を適正金額に修正すべきである。	今後定年退職者が生じた場合は、支給額と引当額の差額を適切に取り崩す。 また令和5年度末において要引当額を超えて引き当てられていた差額については、令和6年度決算において適正金額に修正した。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔意見50〕退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金の計上基準を「期末退職給与の要支給額（団体都合）に相当する金額を計上している」と明確にするべきである。 また、現状の団体都合要支給額で計上している退職給付引当金の計上基準は保守的すぎるので、通常の公益財団法人が採用している期末自己都合要支給額を計上する方式に変更することを検討されたい。	退職給付引当金の計上基準については、団体都合退職に相当する金額であることが明確となるよう、令和6年度決算において財務諸表の注記を改めた。 また計上基準の変更について慎重に検討したが、当財団の特殊性を考慮し、引き続き現行の計上基準を維持することとした。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
6 会計処理2 賞与引当金		
〔意見51〕賞与引当金の計上方法の改善 賞与引当金について、乖離幅が小さくなるような計上方法を工夫し、改善を検討すべきである。	令和6年度決算より、人事異動・昇任・4月1日時点での実際の給与月額を反映するなど、算定要素をより詳細に設定することで支給額との乖離はほぼ解消された。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔意見52〕賞与引当金の計上に伴う社会保険料の計上 賞与引当金の計上に伴う社会保険料の相当額を計上すべきである。	令和6年度決算より、賞与引当金に社会保険料事業主負担額も加えるよう改めた。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
〔意見53〕総勘定元帳上の勘定科目の適正化 神戸観光局は総勘定元帳及び合計残高試算表上の賞与引当金という勘定科目を支払手形勘定で表記しているが、賞与引当金勘定とするべきである。	意見の誤表記は、当財団の会計システムに賞与引当金勘定が存在せず、他の科目で代用していたため生じたものである。令和6年9月に賞与引当金勘定を新設したことにより、誤表記は解消された。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
7 会計処理3 固定資産		
〔指摘事項15〕固定資産台帳と総勘定元帳等の勘定科目の不一致の解消 建物と建物付属設備の金額が固定資産台帳と総勘	定勘定元帳に誤りがあったため修正し、令和6年9月に、固定資産台帳との金額の不一致を解消し	措置済

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
定元帳・合計残高試算表の勘定科目の金額が不一致となっているので、適正に修正すべきである。 今後は、台帳と会計帳簿が不一致とならないよう、毎年度末に一致しているかを必ず確認する必要がある。	た。今後は、台帳と会計帳簿が不一致とならないよう、毎年度末に確認を実施する。 （一般財団法人神戸観光局）	
〔指摘事項16〕 間仕切りの表示勘定科目の適正化 総合インフォメーションセンターにある間仕切りが什器備品に分類されているが、その構造から建物付属設備等に分類するべきである。	令和6年9月に、当該資産の分類を什器備品から建物付属設備に変更した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
8 会計処理 4 その他の勘定科目の会計処理		
〔意見54〕 業務委託費に計上されている弁当代金の勘定科目の見直し 神戸観光局は神戸国際会議場及び神戸国際展示場等で開催される学会等で提供している弁当代を業務委託費に計上しているが、適切な勘定科目に変更するべきである。	意見の支出は当該会計部門の「斡旋代行」業務において発生するが、当財団では従前より、同業務で生じる支出を、その内容に関わらずすべて業務委託費として計上している。販管費に含まれる勘定科目と区別し、斡旋代行業務の損益を正確に把握するために必要な選択であり、業務委託費という勘定科目を用いることは適切と考えている。 （一般財団法人神戸観光局）	他の方法で対応
〔指摘事項17〕 指定管理者の収支報告（決算報告）における本部費の計上 神戸観光局は、指定管理事業の適切な収支の把握のために、市に提出している指定管理者の収支報告（決算報告）に本部費を計上するべきである。 また、市としても、本部費を含めた公の施設の収支報告（決算報告）を提出するように指導するべきである。	神戸観光局は、所管課の指導に従い、令和6年度収支報告より、本部費を計上するよう改めた。 （一般財団法人神戸観光局） 市は、指定管理者に対して令和7年3月に文書で間接費（本社経費等）の配賦計算基準を明確にした上で、収支を報告するよう指導した。 （経済観光局）	措置済
9 事業 〔意見55〕 各事業の効果測定及びその測定方法自体の適正かつ厳密な検証 市と神戸観光局は、実施する事業について、その事業によって得られる効果を適正かつ厳密に検証するべきである。 また、検証方法や検証の過程は記録化し、方法・過程自体の検証も行うべきである。	これまでも各事業について年間を通して適宜検証を行い随時事業に反映させてきたが、検証方法や過程を記録化していなかったため、令和6年度に実施した観光関連事業について、進捗状況も鑑みながら事業の効果測定およびその測定方法自体の適正かつ厳密な検証を令和7年3月に経営陣とも行い、検証方法や検証の過程については、記録を残した。 （経済観光局・一般財団法人神戸観光局）	措置済
10 アーリーバードキャンペーン事業 〔意見56〕 アーリーバードキャンペーン事業の継続	令和6年度中にアーリーバード	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
の見直し 神戸観光局は、アーリーバードキャンペーン事業について、財団負担金事業との重複が生じている現状を踏まえて、事業を継続する必要があるか見直すべきである。事業を継続する場合には、対象となるツアーには原則として助成事業を案内する等して積極的に活用し、担当者の裁量による現在の運用は改めるべきである。	キャンペーン事業補助金の要綱を見直し、令和7年度からは中内財団負担金事業との条件重複を生じないように整理した。 上記整理により、担当者の裁量による運用が今後発生することはない、同事業についても継続して実施していく。 （一般財団法人神戸観光局）	
11 首都圏へのプロモーション事業 〔意見57〕首都圏へのプロモーション事業の見直し 神戸観光局は、首都圏へのプロモーション事業について、事業の見直しを行い、メディアへのプロモーションの方法を再検討するべきである。	プロモーションを行う広告媒体はテレビや雑誌、SNSやWEBメディア等様々であり、媒体ごとの特性を見極めながら、有効なプロモーションを実施していく必要があると考えている。 例えば、テレビ等の媒体には副次的効果が期待できると考えており、過去にテレビ放送で観光施設周遊券をプロモーションした際には、他の販売日と比較して3倍以上の販売枚数を記録したこともある。効果測定の指標としては、令和7年度は広告換算額に加え、WEBサイトやSNSへのリーチ数、神戸への観光意向調査を加えた。 今後も費用対効果の検証を行いながら、テレビや雑誌、その他広告媒体の特性等を見極め、神戸を今まで以上に認知いただけるよう実施していく。 （一般財団法人神戸観光局）	他の方法で対応
12 リアルプロモーション事業 〔意見58〕リアルプロモーション事業の見直し 神戸観光局は、リアルプロモーション事業の見直しを行い、事業内容を再検討するべきである。	指摘のあったリアルプロモーション事業については、廃止することとした。 なお、神戸と空路・海路でつながっている都市等を対象に現地にて対面で実施している広報活動については、引き続き実施していく。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
13 海外トップインフルエンサー招聘事業 〔意見59〕海外トップインフルエンサー招聘事業の廃止検討 今後、海外トップインフルエンサー招聘事業の実施は廃止を検討するべきである。	影響力のあるインフルエンサーによる発信は、こちらがリーチしたい相手のターゲティングがしやすく、的確なターゲットに情報を届けられるとともに、フォロワーによる拡散や口コミによ	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	る2次的広がりも期待できる。 そのため、神戸の旅のイメージを訴求する体験型の観光コンテンツ周知のためにはトップインフルエンサー等を活用したプロモーションは有効だと考えているため、費用対効果の検証を行いながら、HP、SNS、インフルエンサー等を引き続き適宜活用する。 （一般財団法人神戸観光局）	
14 ワコーレビジョン放映事業 〔意見60〕ワコーレビジョン観光PR映像放映事業の継続の見直し 神戸観光局は、神戸ハーバーランド大型ビジョン（ワコーレビジョン）による観光PR映像の放映事業について、その必要性や費用に見合う効果の有無等を検討し、事業継続の是非を見直すべきである。	ビジョンを活用した他都市との相互プロモーションは、神戸以外の都市で神戸の魅力を発信できており、一定の効果があると考えている。 令和6年度より、写真付きで放映状況を都市間で相互に報告し合うことで、実態を把握した。また、効果測定については、市の観光動向調査等により把握する。引き続き費用対効果の検証を行いながら実施していく。 （一般財団法人神戸観光局）	他の方法で対応
15 神戸観光親善大使事業 〔意見61〕神戸観光親善大使事業の継続の見直し 神戸観光局は、神戸観光親善大使について、その必要性、事業費に見合う観光振興効果の有無等について検討し、継続の是非を含め、事業を見直すべきである。	神戸観光の振興において、様々な手法を検討した結果、観光親善大使事業については、親善大使の持つスキルや認知度を活用することでメディア露出や出務回数が以前よりも増加しており、現時点では当事業が最適であると考えている。引き続き検証を行い、事業は継続することとした。 （一般財団法人神戸観光局）	他の方法で対応
16 観光案内所の運営		
〔意見62〕運営実績等の報告義務の明文化 神戸観光局が有馬温泉観光協会へ支払っている有馬温泉観光総合案内所の運営経費に係わる負担金に関し、同案内所運営に係わる覚書において実績等の報告を求める条項を追加するべきである。	令和7年度からは協定書内に報告を求める条項を追記した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
〔意見63〕案内人数の集計・報告の実施 神戸観光局は、神戸空港総合案内所における案内人数を把握するため、同所においても案内人数を集計し、神戸観光局に報告するよう運営主体と協議するべきである。	令和7年度の協定書の締結に向けて、監査の意見を踏まえ案内人数の集計及び報告について検討いただくよう運営主体と協議を行っているところである。 （一般財団法人神戸観光局）	措置方針
17 神戸公式観光サイトの運営		

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
[意見64] 観光公式サイトの情報掲載基準の作成、及び外部との協力体制の構築 神戸観光局は、公式観光サイトへ掲載する観光関連情報について、情報の掲載基準を定めるとともに、市の他局や外郭団体、指定管理者等と情報提供、収集等の連携体制を構築し、必要十分な観光情報を発信することができるように取り組むべきである。	市の他局や外郭団体に対し、神戸観光局の公式サイトを活用してもらうよう令和7年5月7日に伝達をした。神戸観光公式サイトではイベント情報、お知らせ、施設情報、記事など多岐にわたるジャンルを扱っている。 掲載基準については以下の通り定め、令和7年3月19日にHPに掲載した。 【掲載基準】 ① 市内で開催されるイベント ② 市内外からの集客を見込み広く観光誘客に資するもの ③ 個店のフェアやプロモーションやキャンペーン等でないこと ④ 公序良俗に反しないこと 引き続き必要十分な観光情報の発信に向けて情報収集等に取り組んでいく。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
18 ちょい飲み手帖制作業務に係る委託事業 [意見65] ちょい飲み手帖掲載店舗間の公平性を担保する仕組み作り 今後も同様の事業を実施するのであれば、掲載店舗・事業者間の公平性を担保する仕組み作り、少なくとも、掲載の機会の公平性を確保する方策や、掲載店舗の選定・審査の透明性等を確保する方法を、委託先事業者に要求するべきである。	今後も同様の事業を実施する際は、掲載店舗・事業者間の公平性を担保するため、委託先を公募したうえで実施する。公募にあたっては掲載店舗の選定基準を明示させ、恣意的な選定となっていないことを確認する。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
19 d a t e . K O B E 事業 [指摘事項18] d a t e . K O B E 事業への補助金支給の廃止 神戸観光局は、d a t e . K O B E 事業への補助金支給を廃止するべきである。	令和6年度より補助金支給は廃止した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
20 神戸ウェディング会議への協賛金 [指摘事項19] 神戸ウェディング会議への協賛金の廃止 神戸観光局は、神戸ウェディング会議に対して、協賛金の支出を廃止し、これまで支出した協賛金について、使途を調査するべきである。	団体への協賛金支出を令和6年度より廃止した。 令和6年6月から7月にかけて決算書類や通帳コピーの確認を行った。 また、令和6年11月29日に「神戸ウェディング会議 第21回 総会」で、収支報告を受けた。これまでに支出した協賛金についても、令和6年度同様に総会で毎年報告を受けていた。	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	(一般財団法人神戸観光局)	
21 スマアワShip&Cycle事業 [意見66] スマアワShip&Cycle事業の終了、実施方法の総括 市（港湾局）は、スマアワShip&Cycle事業を予定どおり終了し、予算組・計画策定段階も含め、実施方法について総括を行うべきである。	当初より3年計画の実証事業であったことから、予定どおり終了する。 社会実証実験は、利用ニーズの検証も目的の一つである。採算性を事前に検討するため、予算編成の段階から民間事業者を参画させるスキームについて、どのようなスキームが可能か今回の意見も踏まえ検討していきたい。 (港湾局)	他の方法で対応
22 神戸港カレンダーや神戸港グッズの販売 [意見67] 神戸港カレンダーや神戸港グッズの製造中止 神戸観光局は港湾振興事業において行っている神戸港カレンダーや神戸港グッズの製造中止を検討するべきである。	令和6年度より販売用のグッズの制作は行っていない。 神戸港カレンダーについては、会員への特典になっていることから、制作部数を考慮しながら継続する。 (一般財団法人神戸観光局)	他の方法で対応
23 廃止・終了される事業の総括 [意見68] 廃止・終了される事業の総括 神戸観光局は、令和5年度で廃止した夜景バス事業や、直営の事業としては終了するアニメツーリズム事業について、総括的な検証を行ない、今後行う事業に活かすべきである。	両事業について今後の事業に活かせるよう、総括的な検証を実施した。 夜景バス事業については、神戸の夜景を気軽に楽しんでもらう、また滞在型・周遊型観光につながる神戸への誘客を図ることを目的に、補助金により夜景を活用した旅行商品の販売支援を行ってきた。コロナ後も山上施設と連携するなど改善に努めてきたが、乗車数を鑑みこれ以上は事業を継続できないと判断し、終了することとした。 アニメツーリズムについては、継続して行う事業としては終了し、民間が主体として行う事業に情報発信などで協力することとした。なお、令和6年度においては「推しの子」や「原神（げんしん）」といった人気アニメやゲームとのコラボレーション企画を民間事業者が神戸市内で開催し、効果を上げている。 (一般財団法人神戸観光局)	措置済
24 政教分離原則との関係で問題のある支出		

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔意見69〕支出の見直し 市は、神戸観光局と共に、有馬観光振興イベントにおける入初式について、神戸観光局が市の財源により支出している補助金の見直しを行うべきである。	入初式は純粹・厳格な宗教行事ではなく、新春の風物詩として観光客に親しまれている行事である。領収書の項目について、誤解を生じさせる表記については、令和6年度実施分から改めた。 （経済観光局・一般財団法人神戸観光局）	措置済
25 訪日グループ旅行を対象とした助成事業 〔指摘事項20〕要綱における助成要件充足性の確認の徹底 神戸観光局は、既存の宿泊証明書に加えて、報告書や領収書を聴取する等して申請のあった訪日旅行グループが神戸市内の観光施設に立ち寄り、食事を行った事実の確認を徹底するとともに、パスポートの写し等を聴取して訪日旅行者であることの確認を行うべきである。	令和7年1月以降の申請は、立ち寄り先の観光施設・食事施設についても、申請者に対し領収書等の写しを提出させることで履行確認を行うこととした。 また、海外の旅行会社から宿泊証明書や行程表の提出をもって訪日旅行者であることの確認を行っているため、個人情報管理のリスクがあるパスポートの写しの提出による本人確認は実施しない。なお、令和7年度から本助成事業は廃止を決定した。 （一般財団法人神戸観光局）	他の方法で対応
26 ポートピア81記念基金による補助金の支出		
〔指摘事項21〕要綱と整合性のある補助金の運用 神戸観光局は、ポートピア81記念基金を利用したインフィオラータこうべ事業への補助金の交付について、現在の申請体制のあり方を見直しを含め、交付要綱と整合性のある運用に改めるべきである。	当該事業に対する補助金交付については、問題の所在を再度検証し、要綱の改正も含め、適切な運用となるよう検討していく。 （一般財団法人神戸観光局）	措置方針
〔指摘事項22〕報告書の徴取の徹底 神戸観光局は、インフィオラータこうべ事業について、補助事業完了実績報告書の徴取を徹底するべきである。	実行委員会に対して、令和7年度からは指定様式に則った報告書の提出を求めることを令和7年2月20日に伝達し徹底を図った。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
27 観光事業補助金 〔意見70〕補助金の実績報告書の添付資料の充実・明確化 神戸観光局は補助金に係わる「補助事業完了実績報告書」実績報告書に請求書、領収書の写し等の事業に係わる支出の証憑を提出させるよう観光事業補助金交付要綱を改正するべきである。	実績報告書と合わせて支出の証拠書類を提出するよう補助金交付要綱を令和7年4月1日に改正した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
28 有馬4施設 〔意見71〕勘定科目と整合した費用の請求及び費用負担の範囲の明確化 神戸観光局は、市に対し「修繕費」の名目で什器備品代を請求するべきではない。 また、市は、指定管理事業において、市と指定管理者のそれぞれが負担するべき費用やその範囲を明確	協定書において、「修繕」の定義は明確にしているが、備品と修繕を詳細に記載しているものではないため、令和5年度修繕費の精算および費用負担の整理については、協定書上の定義を前提として、	措置済

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
化すべきである。	神戸観光局及び市で協議の上、令和6年3月31日付神経観第670号文書（市から神戸観光局への通知文）において、それぞれが負担すべき費用やその範囲を明記した。 令和6年度以降も協議のうえそれぞれが負担すべき費用やその範囲を明記している。 （経済観光局・一般財団法人神戸観光局）	
29 神戸国際会議場・国際展示場		
〔指摘事項23〕50万円超の小修繕工事に関する市との事前協議の実施 神戸観光局は、50万円を超える小修繕が発生した場合、仕様書の定めに従い、その都度、市と事前協議を実施すべきである。	所管課である観光企画課に対し、所定の様式を作成し、神戸市への事前協議を実施する旨を2月14日に口頭で、また、3月24日にメールにより確認した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
〔意見72〕実施した修繕工事の報告時期の見直し 神戸観光局は、修繕工事を実施した場合、速やかに報告書を提出すべきである。	所管課である観光企画課に対し、履行確認の時点で神戸市へ業者からの作業報告書等を提出する旨を2月14日に口頭で、また、3月24日にメールにより確認した。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
〔意見73〕利用料金改定の検討 市と神戸観光局は、神戸国際会議場及び神戸国際展示場の利用料金について、周辺他都市のMICE施設の利用料金も踏まえて改定に向けて協議することが望ましい。	施設の利用料金改定については、指定管理者にとって収益が増加する面がある一方、周辺他都市のMICE施設との競争力低下にもつながるため、集客への影響にも配慮しながら検討する必要がある。 市としては、令和7年度に次期指定管理者の募集を行う予定であることから、事業者からの提案なども参考にしながら、適切な料金設定を検討する。 （経済観光局・一般財団法人神戸観光局）	措置方針
〔意見74〕国際会議の誘致に向けた協力体制の構築 神戸観光局は、国際会議の誘致に向けて、兵庫県との間で協力体制を構築すべきである。	兵庫県とは、誘致案件が発生した際には、兵庫県から神戸観光局（神戸コンベンションビューロー）に対して連絡が入る協力関係がすでに構築されている。兵庫県にはMICEの窓口となるビューロー機能が存在しないため、意見交換や協議の場を設けることは困難であり、現行の協力関係のもと、国際会議の誘致に向けて引き続き取り組んでいく。	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	(一般財団法人神戸観光局)	
30 近隣都市との広域連携強化 〔意見75〕 近隣都市との広域連携強化 神戸観光局は、未だ実施されていない顧問に就任している首長との意見交換の場を設けること検討すべきである。また、現在おこなわれている役所間の連携に留まらず、双方の住民や観光業者を巻き込んで、新たな視点で双方の地域の特性及び観光資源の魅力の洗い出し、その魅力の連携を図り、観光客に訴求するためのマーケティング戦略を立てる等の方策を検討すべきである。	首長に顧問に就任頂いている自治体の一部とは、令和6年度事業において共同で観光イベントにてブースを出展したり、インバウンド向けの観光コンテンツを造成したりするなどの連携を行っている。 首長との意見交換および、双方の住民・観光事業者を巻き込んだ方策については、効率性や効果の観点から検討した結果、各自治体によって観光資源の性質や特色が異なることから、顧問に就任頂いている自治体と統一的なテーマでの連携をはかるのではなく、神戸が観光の軸として持つ複数のテーマに合致する自治体とそれぞれ連携を図ることがより効果的であると考え、現在行っている近隣自治体・団体との連携事業に引き続き注力していくこととした。 (一般財団法人神戸観光局)	他の方法で対応
31 DMOとしての役割・機能 〔意見76〕 DMOとしての役割・機能の再検討 市と神戸観光局は、神戸観光局がDMOとしての本来の役割・機能を果たせるよう現状の体制、運営、役割分担、連携のあり方等の見直しを行うべきである。	市と神戸観光局の役割分担はDMO発足時に整理している。 神戸観光局は、日常的に旅行会社、交通関係者、観光施設、宿泊施設等と意見交換を行いDMOとして多様な関係者との合意形成を図っている。また、これらの情報をもとに各施策を立案し、市に対して意見し事業に取り組んでいる。 また、各事業について年間を通して検証を行っており、これらの検証を踏まえ翌年度の事業を検討・立案し、市に対して事業の必要性等を意見している。その上で市との協議を経て市及び神戸観光局で予算を措置している。今後は必要に応じて検証の記録をより明確な形で残していく。そして今後も神戸観光局内において、事業実施に向けたより具体的かつ精緻な事業の計画を立案・実行していく。 引き続き市と連携しながらDMOとしての役割を果たしていく。	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〔意見77〕多様な関係者との合意形成の充実化、及び既存の観光資源発掘、活用、磨き上げに向けた具体的な取組の実施 神戸観光局は、DMOとして求められる役割を果たすため、関係する事業者のみならず、地域に向けた取組をより充実させるとともに、観光資源の発掘、磨き上げに向けた取組にも引き続き努めるべきである。	（経済観光局・一般財団法人神戸観光局） 神戸観光局はDMO登録以降、観光地域づくりの司令塔の役割を果たすために、観光データの収集・分析やマーケティング情報の配信を行い、観光関連事業者との意見交換会など通して多様な関係者との合意形成を図り、様々な場での講演や神戸フィルムオフィス事業への参加を呼びかけるなど市民の理解・参加の促進に努め、既存の観光資源の発掘や磨き上げなどに取り組んできた。 新たな取り組みとして、令和6年度には市内の大型イベントに合わせて地域の飲食事業者を巻き込み、市内回遊と飲食店利用を促進することを目的としたキャンペーンへの参画を呼びかけた。また、体験型ツアーのプラットフォームである「神戸のとびら」にて、市内の茅葺職人や、漁業者、商店街と伴走しながら各種ツアーを販売した。さらに、学生を対象に「神戸インバウンドガイド育成プログラム」を実施し、観光の取り組みへの参画促進に努めた。 これらの取り組みから、地域に向けた取り組みを含め、観光庁の示すDMOの役割を一定程度果たしていると考えており、今後もこれらの取り組みを継続し、ブラッシュアップさせながら充実させていく。 （一般財団法人神戸観光局）	措置済
第9 神戸ポートタワー（賃借人：株式会社神戸ウォーターフロント開発機構）		
〔意見78〕適正賃料の設定 賃料設定は市の算定基準に基づくものであり基準に反するものではないが、ウォーターフロント開発機構は神戸ポートタワーを転貸等することにより、神戸市に賃料を支払ったとしても年額約4400万円の利益（ただし、別途ウォーターフロント開発機構の本社経費は発生する。）を継続的に得られることになることを踏まえ、神戸ポートタワーのように収益力を有する施設においては、収益力を考慮した適正な賃料とするべきである。	現行の賃料は市の算定基準（神戸市不動産貸付料算定基準）に基づいて設定しており、また人件費を含む本社経費を除けば、多額な利益は発生していないことに加え、今後は、小修繕費用の増額も予想されるため、改定は行わない。 利益の使途については、引き続き、都市再生推進法人としてエリアマネジメント活動に充てられて	他の方法で対応

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	いるか報告を求め確認を行っていく。 （港湾局）	
第10 神戸市立六甲山牧場（指定管理者：六甲山牧場運営共同事業体）		
〔意見79〕施設修繕費用の実質的負担者の明確化 六甲山牧場の施設の修繕費用の実質的負担者が市と指定管理者いずれにあるのかを一義的に明確にする書面を作成するべきである。	市有施設の修繕費について、市が実施する改修・大規模改装は市が費用を負担し、管理運営納付金を財源とする旨、またそれ以外の指定管理者が実施する修繕は指定管理者が費用を負担する旨を、次期指定管理者の公募の際に、明記する。 （経済観光局）	措置方針
〔意見80〕管理運営納付金額決定への市の関与及び管理運営納付金の循環中止 六甲山牧場チーズ館1階の管理運営納付金額の算定を指定管理者に委ねるのではなく、市が主体的に決定するべきである。 また、六甲バターから市を経由して指定管理者に修繕費用375万円を実質的に循環させている現在の運用は改めるべきである。その際には、指定管理者に任せるのではなく、市が当事者として前記合意書の見直しも含めて積極的に是正を図るべきである。	次期指定管理者の公募の際に、管理運営納付金額について、市が主体的に金額を決定するよう見直すとともに、市が改修工事・大規模改装費を負担し、その財源として納付金の一部または全部を充当することを明記する。 （経済観光局）	措置方針
〔意見81〕本社経費の相当性についての意識と適正化 市は、指定管理者が算出する本社経費について、その根拠等を確認の上、同金額が適正か検討し、不適正であれば指定管理者に対し修正等の措置を求めるべきである。	従前から選定評価委員会の委員に公認会計士を登用することで、選定時に本社経費の相当性を検証し、適正と判断している。また、年度終了後の評価時においては、指定管理者が提案時に算出した金額と実績とを比較検証し、適正であったことも確認している。 （経済観光局）	措置済
第11 神戸市立青少年科学館（指定管理者：SFG神戸）		
〔意見82〕施設運営目的の乖離 施設運営の目的について、市と指定管理者との間に乖離が生じないよう、市は、施設の位置付けや運営目的の認識を速やかに再検討し、効果的な施設運営の観点からも市と指定管理者との間で施設運営目的や方向性について共有を図るべきである。	11/2 館長との面談、11/25 指定管理者幹部との定例会においての協議を通じて、青少年科学館があくまで社会教育施設であることを基本にしつつ、同時に年間40万人の来館者を迎える施設として地域の賑わい創出の役割も果たしていること、さらに来館者増を図る意味からも引き続き観光需要に応えるための取り組みやSNSなどを活用したPRにも力を入れていくことを共通認識として確認した。 （文化スポーツ局）	措置済

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
第12 神戸市風見鶏の館、神戸市ラインの館（指定管理者：株式会社日比谷花壇）		
〔意見83〕再委託手続 市の指定管理者管理運営業務協定書は、指定管理者が業務を執行するにあたっての再委託手続等について定めているところ、指定管理者は協定書に従った手続を履践するべきである。 市は、指定管理者が協定書に従った再委託契約手続等を行うよう指定管理者を監督するべきである。	指定管理者に確認したところ、限定的な範囲の外注であれば再委託契約手続は不要という認識であったとのことであり、また市としてもその実態を監督できていなかった。今回の指摘を受け、市と指定管理者で改めて業務の執行状況を確認し、必要な再委託契約手続を全て実施した。 （文化スポーツ局）	措置済
〔意見84〕官民協働の推進 市が主導して市が所有または関係する類似施設間の協働を図るべきである。	市が所有する風見鶏の館、神戸観光局が運営する萌黄の館はどちらも国の重要文化財であり、二館のさらなる協働は地域全体の魅力向上にも繋がる。現在、風見鶏の館は休館中であるが、公開再開後の事業展開について、本監査の意見を踏まえ令和7年3月より神戸観光局、株式会社日比谷花壇（R7～風見鶏の館指定管理者）と文化財課の三者で協議を行っており、両館での共同イベント実施等を検討している。 （文化スポーツ局）	措置済
第13 神戸布引ハーブ園（指定管理者：神戸リゾートサービス株式会社）		
〔意見85〕間接費（本社経費等）の相当性についての意識と検証 市は、指定管理者が算出する間接費（本社経費等）について、その相当性について意識し、同金額が適正か検討するべきである。	「新神戸ロープウェー再整備等事業」における間接人件費の配分は、事業開始時の事業者提案に従って業務を遂行することを、PFI事業契約書および指定管理事業長期協定書で定めている。 年度ごとの収支計画の確認時に配分の妥当性について検証するとともに、次期事業者選定の際には、間接人件費について、改めて検証したうえで決定する。当内容は、マニュアルに追記する予定である。 （建設局）	措置方針
〔意見86〕モニタリング結果の記録 市は、モニタリングを実施した場合には、実施結果を記録として保存するべきである。	指定管理事業長期協定書に基づき作成したモニタリングマニュアルに従って、事業者が行う業務に対してモニタリングを実施している。 意見のあった実地検査によるモニタリングは、書類検査によるモ	措置済

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	ニタリングの結果により必要と認める場合に実施するもので、指摘が必要な場合は、書類検査による結果の通知として行うこととしている。 令和7年度以降の実地検査によるモニタリングについては、モニタリングマニュアルを改定し、実施状況を記録し保存するとともに、指摘の有無に関わらず事業者に対して実施結果の通知を行うこととする。なお、当内容については、すでに事業者伝えていた。 （建設局）	
第14 神戸海洋博物館（指定管理者：株式会社丹青社）		
〔意見87〕 本社経費の相当性についての意識と適正化 市は、指定管理者が算出する本社経費について、その根拠等を確認の上、同金額が適正か検討し、不適正であれば指定管理者に対し修正等の措置を求めるべきである。	従前から選定評価委員会の委員に公認会計士等を登用しているが、選定時および評価時に本社経費を含む収支計画や実績の妥当性を確認した上で選定・評価を行っていく。 （港湾局）	措置済
〔指摘事項24〕 協定書中の契約内容の遵守及び指導 指定管理者は、再委託先との間で、最低賃金法を遵守することを求め、同法に違反した場合の解除等を意識した再委託契約を締結するべきである。 また、市も再委託の承諾を行うにあたり締結予定の契約書を確認しているのであるから、前記協定書に基づき指定管理者を指導するべきである。	指定管理者に対して、再委託事業者との委託契約について、最低賃金法の順守等の条項及び違反した場合における解除等の措置等を盛り込むよう指導した。 また、再委託の承諾にあたっては、協定に沿った契約になっているか確認を徹底する。 （港湾局）	措置済
第15 神戸港ウォーターフロントエリア（指定管理者：神戸港“U”パークマネジメント共同事業体）		
〔指摘事項25〕 協定書中の契約内容の遵守及び指導 指定管理者は、再委託先との間で、最低賃金法を遵守することを求め、同法に違反した場合の解除等を意識した再委託契約を締結するべきである。 また、市も再委託の承諾を行うにあたり締結予定の契約書を確認しているのであるから、前記協定書に基づき指定管理者を指導するべきである。	指定管理者に対して、再委託事業者との委託契約について、最低賃金法の順守等の条項及び違反した場合における解除等の措置等を盛り込むよう指導した。 また、再委託の承諾にあたっては、協定に沿った契約になっているか確認を徹底する。 （港湾局）	措置済
〔指摘事項26〕 仕様書中の契約内容の不遵守 指定管理者は、仕様書に定められたとおり業務を行うべきであり、市も仕様書を確認の上、神戸港共同事業体を指導するか、必要に応じ仕様書を改訂する	専占用又は緑地使用許可使用者が使用した光熱水量については、使用者が撮影した使用前後のメーターを基に使用量を確認し、	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
べきである。	市が指定する様式により指定管理者自身が市へ報告するよう指導を行い、令和6年8月以降は、仕様書に定められたとおりに改善した。 また、修繕に係る報告については、令和7年度業務より、四半期ごとに市へ報告するよう仕様書を改めた。 （港湾局）	
〔意見88〕ハーバーランド広場の跳ね橋の修繕、点検についての検討 市は、跳ね橋が故障した際に修繕するか否か、跳ね橋の機能を維持し続けるための点検を継続するかについては、修繕費用、点検費用等の費用に見合うだけの地域への経済効果があるのか、具体的な観光資源としての経済波及効果等を十分に考慮して検討するべきである。 そして、それらが説明し得ないのであれば跳ね橋機能の維持を断念するべきである。	ウォーターフロントエリアの中では、人通りの少ないエリアであるが、年間一定数の来訪者が周辺を訪れている。また、ご指摘のとおり、「ウェブ上の観光客等の口コミでは、跳ね橋の形状について魅力を感じる」との声もあることから今後、周辺施設と一体的に観光資源としての活用方法を検討する。 （港湾局）	措置方針
第16 神戸ファッション美術館（指定管理者：神戸新聞地域創造・神戸新聞事業者共同事業体）		
〔意見89〕神戸ファッション美術館の位置付け、現実的な路線としての観光資源・観光施設への明確な方針転換の必要性 市は、神戸ファッション美術館を、設立当初の理念・目的に拘泥することなく、現実的な路線として観光資源・観光施設として明確に位置付けて積極的に集客を図り、施設自体の黒字化を図るべきであるが、そのような方向転換を図らないのであれば、施設そのものの廃止や民間への売却も検討するべきである。	ファッション美術館の建築用途は美術館に限定されていることから、民間への売却は現実的に不可能で、さらに、施設の廃止は六甲アイランド活性化の観点から難しい。 六甲アイランドの活性化に資する施設になるように集客向上に向けた施策や効率的な運営方法について検討していく。 （経済観光局）	措置方針
〔意見90〕神戸ファッション美術館を観光主眼に変えていく具体策等 前記意見89に関連して、市は、神戸ファッション美術館の在り方や利用方法そのものを、観光主眼へと大きく軸を変えていくために、例えば、①貯蔵ファッション品の一般客への貸与や写真撮影などの体験型施設とするなどした上で、それでも利活用できない貯蔵品については、オークション等で売却したり、貴重な文化財であれば国に引き取ってもらうなどして貯蔵品の管理数を減らすとともに、②貸会議室を美術館から切り離してより有利な条件でのテナント誘致を図るなどの具体策の展開を、より積極的に検討するべきである。	観光客等への収蔵品の試着について指定管理者とも協議を行い、可能な範囲で一部収蔵品を用いた体験型コンテンツの造成を検討していくこととした。 収蔵品の売却や寄付については、今後の効率的な運営方法と併せて検討する予定である。 貸会議室の切り離しは建築基準法の規制により現実的に不可能であるため稼働率の向上による活性化の検討を行っていく。 （経済観光局）	措置方針
〔意見91〕指定管理者選定評価委員会における外部	神戸ファッション美術館は「神	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
有識者評価委員の指摘事項を局課内で共有して後任にも引き継ぐ仕組みの構築 市は、指定管理者選定評価委員会における外部有識者評価委員からの指摘や意見等を担当課・局内で共有し、人事異動後の後任者にも適切に引き継いで改善を図る実効的な仕組み作りを検討するべきである。	戸ファッション美術館条例」及び「神戸らしいファッション文化を振興する条例」の趣旨に沿った運営を行っている。 選定評価委員会での意見も日々の運営に活かされているが、今後異動の際は評価委員会の振り返りを行う等により後任者への引き継ぎを徹底することで、更なる魅力的な美術館運営を行っていく。 （経済観光局）	
〔意見92〕指定管理者応募辞退者への辞退理由聴取の必要性 指定管理者に関心があり申込みがあったものの、その後正式な応募に至らずに辞退する事業者が現れた場合には、市としては可能な限り詳細に辞退理由をヒアリングしたり、サウンディング調査を実施するなどして、参入障壁となっている懸念事項等について、応募要領で明らかにする、あるいは応募要領の内容やスキームを変更すること等も含めて、今後に活かすべきである。	指定管理者制度は原則5年で実施することから、辞退した時点で辞退理由を聴取したとしても、5年後の取り巻く環境などは不明な点が多く、事前のサウンディング調査等を実施することが重要であると考えており、すでに事前にヒアリングを実施している。 なお、次の指定管理の募集を見据えた令和6年度には競争性を高める観点から参入障壁となるような懸念事項がないか辞退事業者にヒアリングを行ったが、懸念事項はなかった。 （経済観光局）	他の方法で対応
〔意見93〕インセンティブ制度及び基準額検証の必要性 市は、インセンティブ制度の指定管理運営業務に与える効果について検証するなどし、インセンティブ基準額や制度そのものについても随時再検討するべきである。	インセンティブについては指定管理者のモチベーションを向上し、市民サービスの質の向上を図るためにも必要であると考えている。ファッション美術館においても指定管理の募集毎にインセンティブの必要性や基準額を見直しており、妥当と考えている。 （経済観光局）	他の方法で対応
〔意見94〕一般管理費の相当性についての意識と適正化 市は、指定管理者が算出する一般管理費について、その相当性について意識し、同金額が適正か検討するべきである。	選定評価委員会の委員に公認会計士を登用することで、選定時に一般管理費の相当性を検証し、適正と判断している。また、年度終了後の評価時においては、指定管理者が提案時に算出した金額と実績とを比較検証し、適正であったことも確認している。 （経済観光局）	措置済
〔意見95〕施設設備そのものの老朽化への計画的な対応 市は、神戸ファッション美術館の施設としての方向性、存続の有無、施設設備の老朽化対応を含めた中	施設の設置目的・役割を踏まえたあり方の整理をするとともに、老朽化への対応を含めた中長期的な計画策定を進める方向で検討し	措置方針

令和6年度包括外部監査（監査対象：経済観光局ほか）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
長期的な計画を速やかに決定すべきである。公共性が低く、採算性も改善も見込めない場合、廃止や他の施設への転向、売却も検討すべきである。	ていく。 (経済観光局)	